

## 会津若松市手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例（案）への 意見募集結果

標記結果の策定にあたり、案に対する市民意見公募（パブリックコメント）を実施しました。その結果及びお寄せいただいたご意見に対する考え方をお知らせします。

### 1.意見募集期間

令和4年11月28日（月）から令和4年12月27日（火）まで

### 2.提出意見

17名の方から31件のご意見がありました。

### 3.意見の内容及び市の考え方

No.	項目	意見の内容	市の考え方
1	賛同・期待	条例（案）で賛成。 当事者と関連者でないとわからないし、いつどうなるかもわからないので、必要と思うし、自分も勉強していきたい。 動き出さないと、市民もわからないし、全国の情報もつかめない。ホームページにはのっているが、体験していかないと身につかない。これからみんなで考えていきたいと思う。	条例制定に向けて取り組みに努めてまいります。また、制定後につきましては市民の皆様や事業者等の理解の促進に向けて、啓発に努めてまいります。
2	賛同・期待	「スマートシティ会津若松」の実現に向けてもこの条例は重要なもののひとつだと思うので、早急の制定と実施を強く願う。	速やかな条例制定と今後の施策の取り組みに努めてまいります。
3	賛同・期待	各条文は、概ね私たちが願っていたことに近く、特に疑問を抱く点はない。	
4	賛同・期待	手話言語条例が制定されることは、大変嬉しい。ここまで形にしてくださった方々の働きに深く感謝する。手話が日本語とは違う言語であることが明記されているが、本当の「言語」の意味するところを広げていくことは難しいと思う。単なるコミュニケーション手段のひとつ、＜方法＞ではなく、生存に関わる「言語」としての意味を理解してもらえよう、これからも活動していきたいと思う。	
5	賛同・期待	共生社会実現のために条例をつくることはとてもいい取り組みだと思う。	
6	賛同・期待	私もそうだったが、ろう者とのかわりがない方は、手話言語やろう者の立場のことをよく知らないと思う。この条例により市民が理解を深めることに期待する。また、条例制定された際には、市民や事業者はもちろん、普段ろう者とのかわりがない国等の行政機関にも周知していただきたい。	
7	賛同・期待	条例の名称から「障がい者」という言葉がなくなったことは大変評価ができる。コミュニケーションに不自由を感じているのは、「障がい者」だけではない。コミュニケーションに不自由を感じてる人のための条例というイメージができて良かった。	

8	条文について	定義 第2条(2)事業者の中には、医療機関や学校、国・県などの行政機関が含まれているのかが分かりにくく、人により解釈が異なりそうである。「医療機関、学校、行政機関」と明確にしてもよいのではないか。	事業所等として、医療機関や学校、国県などの行政機関など広義的に含まれるものとしております。
9	施策について	条例説明資料、5. 制定後の主な施策 新規事業に「障害別に「配慮が必要なこと」などと具体的にまとめたガイドライン…」とあるが、まさしく、この条例の大切なところはそこだと思われる。期待したい!	条例制定を機に、本条例の目的である「障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重しながら安心して暮らすことのできる共生社会の実現」のために、市民や事業者等の役割についても理解の促進に向けて啓発に努めてまいります。 また、施策の推進につきましては、市障がい者計画との整合性を図り、条例に位置づけた施策の実効性が高められるよう取り組みに努めてまいります。
10	施策について	第6条(事業者の役割)のためには、市としても積極的、具体的な施策が必要だ。	
11	施策について	条例案は前文も条文もわかりやすく、本当にこれが具現化されたらすばらしいなと思われる内容だと思った。 しかし、施策の基本方針はあまりにも簡単で、果たしてこの条例制定後どのくらい会津若松市が変わることができるのか疑問を感じた。 今後、環境を整備していくためにどのような施策がとられるかわからないが、条例制定と共に「条例施行規則」も策定していただき、第8条の基本方針を具体的に進めてほしい。絵に描いた餅にならないことを願う。	
12	施策について	条例(案)の中に、市の責務、市民の役割、事業者の役割とそれぞれに明文化されているが、市民や事業者に対して具体的にどのように市が推進する施策に協力するよう努めることを促していくのか。	
13	施策について	ろうあ者が多く利用する場所(病院など)に通訳者がいることが当たり前として、利用が少ない場所でもコミュニケーションがスムーズにとれる環境になればいいと思う。 公共機関、医療、介護等の分野においては、特に手話通訳者の設置が求められる場所だと思う。事業者において、ある程度手話通訳ができる職員の配置等を、市として強制力をもってあたっていただくことは可能なのか。	
14	体験や学習	郡山では消防署員も手話を使って業務を行っているとのこと。職場での学びも大切と思う。	緊急時の対応は大切であることから、医療や消防など緊急性が高い機会での利用促進につきましては、関係機関と連携に努めてまいります。
15	体験や学習	制定後の主な施策【拡充事業】の中に、「遠隔手話通訳」の利用を広げていく、とある。特に緊急時に(医療、警察、消防等…)すぐに対応できるよう利用拡大の整備をしていただきたい。 一市民として、この条例が施行後、市、市民及び事業者一体となって、障がいのあるなしに関係なく、老若男女問わずみんなが笑顔で住みやすい会津若松市になることを願う。	

16	体験や学習	先日、保育所等訪問支援で小学校に行ったが、社会福祉協議会主催で「高齢者体験」と、聴覚障がい者当事者と一緒に「手話体験」をする授業があった。 音のない独特の世界の中での会話は、子どもたちにとって不思議な感覚だったようだ。非言語コミュニケーションができることや地域にはいろいろな人がいることを知る貴重な体験授業、小さい頃からの体験を通して地域理解をすることの必要性を感じる。	ご意見をもとに、条例制定を機に、市民の皆様や事業者等にも理解していただけるよう、体験や学習の機会の提供に努めてまいります。	
17	体験や学習	日常的に手話をする機会がなかなかないので、学ぶ機会（当事者の出前講座・イベントなど）や体験、手話の養成講座があればよい。		
18	体験や学習	小中学生に対し、障がい者理解のために疑似体験などを通し手話や点字等の理解を深めてもらう。		
19	体験や学習	以前手話や点字の学びの場があったが夜間が多く、参加しづらかった。移動手段を考えると近くであると参加しやすいと思う。		
20	体験や学習	手話は言語なので、子どもの頃から学ぶ機会があれば興味を持つ人が増えると思う。		
21	体験や学習	緊急時に、手話のわかる消防士さんや医療関係者、また、生活に密着した団体（銀行、役所、スーパー等）の方、子どもを預ける児童施設や学校関係の方等に研修の場を設定し、取得した証明書等あれば長く続けて学ぶのではないかと思う。一番は、市民の皆さんが「手話」を身近に感じられることだと思う。		
22	体験や学習	介護サービスが必要になった時に、関わる職員等が少しでも手話ができると良いと思う。		
23	地域交流	災害時も含めて、地域で支える社会の仕組みができるように、民生委員さんや区長さんなどで情報の共有と連携・戸別訪問等、相談できるよう地域密着型になればよいと思う。		
24	地域交流	なかなか聴覚障害の方と接することがないので、町内のサロンや予防教室に参加していただけるといいと思う。		
25	地域交流	手話言語等が必要な方が身近にいることがあたり前である社会になれば、理解につながっていくのではないか。		
26	地域交流	聴覚障がい者が介護が必要な状態になった時、コミュニケーションをとる方法がもっと身近なものになると支援しやすくなるのではないか。		
				共生社会の実現に向け、手話が言語であることや様々なコミュニケーション手段があることを理解していただくことが大切と考えます。出前講座など様々な機会を通して、理解の促進に向けた取り組みに努めてまいります。

27	意見	4 制定理由の「～手話が日本語とは文法体系が違う一つの言語であり～」という表現はいかがなものか。日本でしか通じないのだから、あくまで日本語の一つの体系ではないか。	ろう者にとって、手話は第1言語です。手話は手指だけではなく、頭や眉の動き、手の動く方向、目線など様々な動きの組み合わせで表現し、その語順も文法も日本語とは異なる、ひとつの言語であるという考え方から、このように表記しました。
28	意見	障害のある方にとどまらず、認知症等により意志表明等が難しい方や意志疎通を図るスキルが脆弱な方、共通の言語を使うことが難しい状況も想定される。「障がいのある人もない人も」や「誰もがお互いに人格と個性を尊重し、地域で支え合いながら安心して暮らす共生社会を実現」といったことからすれば、「手話」や「障がいのある人」を敢えて取り上げて条例とすることには必ずしも整合性がなく、むしろ幅広い視野が必要になってくるのではないかと感じる。 特定の領域分野のみではなく、横断的な視点を持ち、少なくとも庁舎内でのコミュニケーションを取りながら条例を策定していただくことが、より共生社会の実現に向けての取組みになるのではないかとと思う。	様々な要因によりコミュニケーションが困難な方も含め、障がいのある方もない方も地域で支えあいながら安心して暮らす共生社会の実現を目指すことを前提としています。 その中でも、障がいのある方とのコミュニケーションの利用については、本条例を制定し、手話は言語であることや障がいにより様々なコミュニケーション手段があることを理解していただくことが第一義的には大切であると考えています。併せて市で推進するユニバーサルデザインと重複する考えもありますので、様々な視点で領域を超えて理解が促進されるよう取組みに努めてまいります。
29	施策について	障害の有無によって分け隔てなく、お互いに人格を尊重し合いながら共生できる社会の実現のためにも、地域単位での活動やマスメディアを活用する等、様々なツールによる普及啓発を行っていただきたい。	様々なツールやICT等を活用して、わかりやすい情報発信に努めてまいります。
30	意見	当事者から、光で来客を知らせたり、携帯のバイブレーション機能で理解していると聞いた。IT機器やアプリを利用して、災害時でも視覚的にわかりやすく情報を伝えることも必要かと思う。	
31	意見	当事者さんからの意見や情報はとても貴重なので、施策として反映されるようになってほしい。	当事者や関係者の方からの意見を頂きながら、施策の取組みに努めてまいります。